

〔資料〕

難民関係条約

林 久 茂

《refugee》は政治的および経済的理由から外国に逃れ、事実上、本国政府の保護を受けることができないか、または、それを望まない者を指すが、亡命者、避難民などの訳語が用いられている。本稿では「難民」という訳語を用いた。難民は通常の外国人と異なり、本国へ帰還できず、また避難先での同化・帰化も長期間を要するため特別な取扱いを必要とされる。第一次大戦後、このような難民が大規模に発生する事件が起り、その国際的保護が問題とされてきた。第二次大戦後、国連は第一総会において、戦時に発生した難民の保護の緊急性をみとめ、国際難民機関IRO憲章を採択し、同機関は一九四八年に発足した。この機関は過渡的なものとして予定されていたため、一九五〇年一月第五総会は「国連難民高等弁務官規程」を採択し、高等弁務官の人道的・社会的任務、各国との協力などを定めた。また、一九四八年から難民および無国籍者の地位を改善して法制化する努力が着手されていたが、難民に関する統一規則を優先的に作成する必要がみとめられ、一九五一年七月ジュネーブ国際会議において「難民

の地位に関する条約」として結実した。この条約は一九五四年四月発効している。国連の下で作られたこの条約における「難民」の定義はほぼ「規程」を受け継いだものであるが、過去の諸条約によって保護されてきた法定難民——いわゆるナンセン難民、トルコ難民、ドイツ・オーストリア難民、第二次大戦開始前後の難民など——の外に、「国際政治難民」(第一条A(2))を含めている。もっともこの「条約」の政治難民の定義には「一九五一年一月一日以前に発生した事件の結果として」という要件が付加されているが、この要件は「難民の地位に関する議定書」(一九六七)では削除されて、定義を一般化し条約の適用範囲を拡大することが意図されている。

条約は、避難国において難民の付与される権利(事項によって待遇規準を異にする)について詳細な規定をおくとともに、難民の同化・帰化を促進すべき締約国の義務(第三四條)を定めた。

また、不法入国難民に対する措置(第三一條)、難民の追放、強制送還の禁止(第三二・三條)はいわゆる庇護権に関する規定を設けたもので注目される。庇護権は難民業務にとって不可欠である。すべての国家は自国領内の外国人について排他的に管理しうる、という伝統的法規則に対して、世界人権宣言(一九四八年)は「何人も自国を含むいづれの国をも出国する権利および自由に帰還する権利を有する」(第十三條)「何人も迫害からの庇護を他国において求め、享有する権利を有する」(第十四條一項)ことを謳ったが、国際人権規約の作成に際して成文化されるに至らず、庇護権規定が欠除している。こうした点から、出入国管理令において外国人の処遇に行政権の大きな裁量を認める我国においても、外国人強制送還事件と関連して、本条約に論及され注目されていることは周知の通りである。なお、国連第二二回総会は「領域内庇護に関する宣言 Declaration on territorial asylum (決議第

二三二二号)を採択し、人権宣言第十四条に則して強制送還禁止 non-refoulement の原則を確認した。また、「無国籍者の地位に関する条約」(一九五四年九月二八日)を採択した会議の最終議定書は「この原則は一般に認められた原則であって、無国籍者地位条約にとくに挿入することを必要としない」旨述べていることが付言されねばならない。

難民の地位に関する条約

(一九五一年七月二八日難民および無国籍者の地位に関する
国連全権委員会議により採択、一九五四年四月二二日発効)

前 文

締約国は、

国際連合憲章および一九四八年十二月一〇日総会によって承認された世界人権宣言は人類が差別なしに基本的権利および自由を享有すべきであるとの原則を確認したことを考慮し、国際連合が幾度も難民に対する深い関心を表明し、かつ、難民に対して基本的権利および自由のできる限り広範な行使を保証することに努力してきたことを考慮し、

難民の地位に関する既存の国際的合意を改正し集成すること、および、これらの文書の適用範囲とそれらにより付与されている保護を新しい合意によって拡大することが望ましいことを考慮し、

庇護権の許与は若干の諸国に不当に重い負担を負わせることになり、また、従って、国際連合がその国際的な影

響力と性質とを認めている問題の満足すべき解決は国際協力なくして達成されえないことを考慮し、

難民問題の社会的・人道的性質を認めている国家はすべてこの問題が国家間の緊張の原因となることを防止するため、その権限内で行いうるすべてを尽くすべきであるとの希望を表明し、

国際連合難民高等弁務官が難民の保護を定める国際諸条約を監督する任務を課せられていることに留意し、かつ、この問題を解決するために執られる措置の効果的調整は諸国家と高等弁務官との協力にかかっていることを認めて、以下のとおり合意した。

第一章 一般規定

第一条 「難民」の定義

A、本条約の適用上、「難民」とは次の者をいう。

(1) 一九二六年五月一二日および一九二八年六月三〇日の両取極、または一九三三年一月二八日および一九三八年二月一〇日の両条約および一九三九年九月一四日の議定書、または国際難民機関憲章によって難民とみなされている者。

国際難民機関がその活動期間中に下した不適格決定は本項(2)の条件を充たす者に難民たる地位を付与することを妨げない。

(2) 一九五一年一月一日までに発生した事件の結果として、かつ、人種、宗教、国籍、特定社会団体構成員あるいは政治的意見の故に迫害を受けるといふ十分根拠のある恐怖のために、国籍国の外にあって、かつ、国籍国の保護

を受けることができない者、あるいは、かかる恐怖のために国籍国の保護を受ける意思を有しない者。または、無国籍者であつて、上記事件の結果として以前の常居所国の外にあつて、かつ、その国に帰還できない者、あるいは、かかる恐怖のためにその国に帰還する意思を有しない者。

二つ以上の国籍を有する者については、その「国籍国」とはその者が国籍を有するいずれの国をも意味するものとし、その者が十分根拠のある恐怖にもとづく正当な理由なくして、国籍を有するいずれか一国の保護を受けられない場合には、その国籍国の保護を失つたものとみなされてはならない。

B、(1)本条約上、第一条A項の「一九五一年一月一日までに発生した事件」とは(a)「一九五一年までに欧州で発生した事件」、もしくは(b)「一九五一年一月一日までに欧州またはその他の場所で発生した事件」を意味するものとし、各締約国は署名、批准または加入の際に宣言を行い、その宣言は本条約にもとづく締約国の義務に関して、上記の中のいずれの意味をもつかを明確にするものとする。

(2)上記の(a)を採択した締約国はいつでも、国際連合事務総長に宛てた通告によって(b)を採択することにより、その義務を拡張することができる。

C、本条約はA項の条項に該当する者に対し、次のいずれかの場合には適用を停止しなければならない。

- (1)その者が再び自発的に本国の保護を受けるとき。
- (2)その者が国籍を失っていたが、自発的にそれを再取得するとき。
- (3)その者が新たに国籍を取得し、新国籍国の保護を享有するとき。

(4) その者が迫害の恐怖のために出国し、または国外にとどまっていたが、元の国に自発的に再定住するとき。

(5) その者が難民として認められてきた事由となっている状況が存在しなくなり、その国籍国の保護を受けることをもはや拒否しつづけることができないとき。

ただし、本号は本条 A 項(1)に該当する難民であって、国籍国の保護を受けることを拒否するために、以前の迫害にもとづく止むをえない理由を援用しうる者に対しては適用しない。

(6) その者は無国籍者であるが、難民として認められてきた事由となっている状況が存在しなくなり、以前の常居所国に帰還しうるとき。

ただし、本項は本条 A 項(1)に該当する難民であって、以前の常居所国に帰還することを拒否するために、以前の迫害にもとづく止むをえない理由を援用しうる者に対しては適用しない。

D、本条約は国際連合難民高等弁務官以外の国際連合諸機関から現在保護または援助を受けている者に対しては適用しない。

上記の者が、国際連合総会が採択した関連諸決議によってその地位を明確に定められないまま、保護または援助をいかなる理由であっても打切られた場合には、事実上、当然に本条約の恩恵を受ける権利を持つ。

E、本条約は、現在の居所国の権限ある機関によって、その国の国籍保持に伴なうすべての権利および義務を有すると認められた者に対しては適用されない。

F、本条約の規定は次のように思料される重大な理由のある者には適用されない。

(a) 下記の犯罪に関する規定を設けるために作成された国際文書において定義されている、平和に対する罪、戦争犯罪もしくは人道に対する罪を犯した。

(b) 難民として避難国に入国する以前に、その国外で重大な非政治的犯罪を犯した。

(c) 国際連合の目的および原則に反する行為を行った。

第二条 一般的義務

難民はすべて在留する国に対して、とくに国内法令ならびに公序の維持のために執られる措置に従うべき義務を負う。

第三条 無差別

締約国はこの条約の条項を人種、宗教または出身地について差別することなく適用しなければならない。

第四条 宗教

締約国はその領域内の難民に対して、自国民に宗教上の行事を行う自由および自国民の子弟の宗教々育に関する自由について与えているのと少くとも同等の好意的待遇を与えなければならない。

第五条 本条約とは別に付与される権利

本条約のいかなる規定も、締約国が本条約とは別に付与する権利および恩恵を害するものではない。

第六条 「同じ状況の下で」

本条約上、「同じ状況の下で」とは、利害関係者が、もし難民でないとすれば、当該権利を享有するために充た

すべき要件（滞在または居住の期間および条件に関する要件を含む）がその者によって充たされねばならないことを意味する。ただし、その性質上、難民が充たすことができない要件は除かれる。

第七条 相互主義からの除外

1、本条約がより有利な規定を設けている場合を除き、締約国は外国人に一般に付与しているのと同じの待遇を難民にあたえなければならない。

2、三年の居住期間後は、難民はすべて法令上の相互主義からの除外を享有する。

3、各締約国は、自国について本条約が発効した日に、相互主義の規定がないときは、難民に対して、すでに享有している権利および恩恵を引続いて付与しなければならない。

4、締約国は、相互主義の規定がないときは、第二項および第三項に従って難民が享有しているより以上の権利および恩恵を難民に付与する可能性、および、第二項と第三項とに定める条件を充たさない難民に対して、相互主義からの除外の範囲を拡大する可能性を好意的に考慮しなければならない。

5、第二項および第三項は、本条約の第一三条、第一八条、第一九条、第二一条および第二二条に定める権利および恩恵、ならびに、本条約に規定されていない権利および恩恵に適用される。

第八条 例外的措置からの除外

外国人の身体、財産および利益に対して執られる例外的措置に関しては、締約国は、国籍によってのみ形式上外国人とみられる難民に対して、かかる措置を適用してはならない。国内法令上、本条に述べる一般原則を適用する

ことができない締約国は、かかる難民のために、適当な場合には除外を許与するものとする。

第九条 暫定的措置

本条約のいかなる規定も、締約国が戦争またはその他の重大かつ例外的状況に際して、特定の者について、国家的安全のために不可欠であると考ふる措置を暫定的に執ることを妨げない。ただし、その者が実際に難民であつて、かつ、かかる措置の継続がその者について国家的安全を計るために必要であることが、締約国によって決定されるまでの間に限る。

第一〇条 居住の継続

1、難民が第二次世界戦争中に強制的に追放されて、締約国領域に移動し、そこに居留している場合、かかる強制的滞在期間は、その領域内で合法的に居所を有してきたものとみなされねばならない。

2、難民が第二次世界戦争中締約国領域から強制的に追放されて、本条約の効力発生日以前に居所を定めるためにそこに帰還した場合は、この強制的追放の前および後の居住期間は、継続的居住を要件とするあらゆる目的のために、一継続期間とみなされねばならない。

第一一条 避難海員

締約国の国旗を掲揚する船舶内で乗組員として正規に勤務する難民の場合には、締約国は自国領域内での定住の許可、および、とくに、他国内で定住することを容易ならしめるための旅行証明書の発行、または自国領域への一時入国について好意的考慮を払うものとする。

第二章 法的地位

第二二条 身分

1、難民の身分は住所国法によるか、または、住所がないときは居所国法によって規律される。

2、身分に関して難民がすでに有する権利、とくに婚姻に伴なう権利は、必要な場合、締約国の法により要件とされる手続に従うことを条件として、締約国により尊重されねばならない。ただし、当該権利は、その者が難民でなければ締約国の法によって承認されるであろう権利でなければならぬ。

第二三条 動産および不動産

締約国は、動産および不動産の所有権およびそれに付随するその他の権利の取得、ならびに、動産および不動産に関する賃貸借その他の契約に関して、できるかぎり有利な待遇を、かつ、いかなる場合でも、同じ状況の下で一般に外国人に与えると同程度の待遇を難民に与えるものとする。

第二四条 著作権および工業所有権

発明、意匠または考案、商標、商号などの工業所有権、および、文芸、美術および学術の著作物の著作権の保護については、難民はその常居所国において、その国が当該国民に与えるのと同じ一の保護を与えられねばならない。他のいずれの締約国の領域においても、これらの国は、難民の常居所国の国民に与えているのと同じ一の保護を難民に与えなければならない。

第二五条 結社の権利

非政治的かつ非営利的目的の団体および労働組合に関しては、締約国は、同じ状況の下で自国領域内に合法的に居住する難民に対して、外国人に対し与える最恵待遇を与えるものとする。

第一六条 出訴権

- 1、難民はすべての締約国の領域内で裁判所に自由に出訴しうるものとする。
- 2、難民は常居所を有する締約国内で、裁判救助および裁判保証、金支払、免除を含めて、裁判所への出訴について当該国民と同一の待遇を受けるものとする。
- 3、難民は、第二項に定める事項について、常居所国以外の国において、常居所国の国民に与えられる待遇を受けるものとする。

第三章 職業

第一七条 賃銀雇用

1、締約国は賃銀雇用に従事する権利に関して、その国内に合法的に居住する難民に対して、同じ状況の下で外国人に与える最恵待遇を与えるものとする。

2、締約国はいかなる場合でも、国内労働市場保護のために外国人または外国人の雇用に対して課する制限的措置を、当該国について本条約が発効した時にすでにこれらの措置から免除されている難民、もしくは、次の条件のいずれかを充たす難民に対して適用してはならない。

(a) 難民が当該国に三年以上居所を有すること。

(b) 居所国々民たる配偶者を有すること。ただし、離婚したときはこの規定の恩恵を援用しえない。

(c) 居所国の国籍をもつ一人または二人以上の子供を有すること。

3、締約国は、賃銀雇用に関して、すべての難民の権利、とくに労働力補充計画に従って、または移民計画によって自国領域に入国した難民の権利を自国民の権利と同一ならしめる措置をとることに好意的考慮を払うものとする。

第一八条 自家営業

締約国はすべて、自己の利益のために農業、工業、家内工業および商業に従事し、また、商社および工業会社を設立する権利に関して、その領域内に合法的に居住する難民に対して、できる限り有利な待遇を与え、また、いかなる場合でも、同じ状況の下で一般に外国人に与えるのと同程度の待遇を与えなければならない。

第一九条 自由業

1、各締約国は、その領域内に合法的に居住する難民であって、締約国の権限ある機関によって認められた免許状を有し、かつ、自由業を営むことを希望する者に対して、できる限り有利な待遇を与え、かつ、いかなる場合でも、同じ状況の下で一般に外国人に与えるのと同程度の待遇を与えなければならない。

2、締約国は、本国領土以外の、国際関係について責任を有する領域における上記難民の定住を確保するために、その法律および憲法に従って最善の努力をしなければならない。

第四章 福祉

第二〇条 配給

住民全体に適用され、かつ、欠乏している生産物の総配分を規制する配給制度がある場合は、難民は当該国民と同一の待遇を与えられるものとする。

第二一条 住居

住居に関しては、締約国は、その法令で規制している、もしくは、その機関で統制している範囲内で、その領域内に合法的に居住する難民に対して、できる限り有利な待遇を、また、いかなる場合でも、同じ状況の下で一般に外国人に与えるのと同程度の待遇を与えなければならない。

第二二条 学校教育

1、締約国は、初等教育に関して、自国民に与えているのと同程度の待遇を難民に与えなければならない。
2、締約国は初等教育以外の教育、とくに進学、外国学校の証明書、免状および学位の承認、授業料および学資の送金、および、奨学金の授与に関して、できる限り有利な待遇を、かつ、いかなる場合でも、同じ状況の下で一般に外国人に与えるのと同程度の待遇を難民に与えなければならない。

第二三条 公共の救済

締約国はその領域内に合法的に居住する難民に対して、公共の救済および扶助について自国民に与えるのと同様の待遇を与えなければならない。

第二四条 労働法および社会保障

1、締約国は、その領域内に合法的に居留する難民に対して、次の各事項について、自国民に与えるのと同一の待遇を与えなければならない。

(a) 法令の定める、または、行政当局の監督の及ぶ範囲内において、家族手当がその一部を成す場合にはこの手当を含む給料、労働時間、超過勤務取決め、有給休暇、家庭労働の制限、労働最低年限、見習および養成、婦人および青少年労働、団体交渉権の享有。

(b) 社会保障（業務上の傷害、職業病、妊娠、疾病、痾疾、老齡、失業、家族手当、および、社会保障計画に含まれるその他の不慮の事故に関する法規定）。ただし、次の取決めがある場合を除く。

(i) 既得権または取得中の権利に関する適当な取決め

(ii) その基金によって全額支払われるべき給付または給付の一部に関して、また、通常年金の受給のための負担条件を充たさない者に支払われる手当に関して、居所地国の法令により定められたる特別取決め。

2、業務上の傷害または職業病にもとずく難民の死亡についての求償権は、受取人の居所が締約国領域外にあるという事実によって影響されないものとする。

3、締約国は、社会保障に関する既得権および取得中の権利の存続について、締約国相互間で締結されている、もしくは将来締約されることのあるべき協定の恩恵を難民にも及ぼさねばならない。ただし、当該協定の署名国の国民に適用される条件に服するものとする。

4、締約国は、締約国と非締約国との間でいつでも効力を発生することのある同様な協定の恩恵をできる限り難

民に及ぼすことに好意的考慮を払うものとする。

第五章 行政措置

第二五条 行政上の援助

1、難民の権利行使が難民の求めることのできない外国機関の援助を通常必要とするときは、難民が領域内に居住する締約国は、自国機関または国際機関が難民にその援助を与えるよう取計らわねばならない。

2、第一項に定める国内機関または国際機関は、外国人がその本国機関によって、または、それを通じて通常交付されるような文書または証明書を、それらの監督の下に、難民に対して交付し、または、交付せしめなければならない。

3、かくして交付された文書または証明書は、難民に対してその本国機関により、または、それを通じて交付された公文書に代るものとされ、反対の証拠のない限り信用されねばならない。

4、窮乏者に与えられる例外的措置を条件として、上記の事務については手数料を課することができるが、この手数料は適当な額であって、同じ事務について自国民に課する手数料と相応したものでなければならぬ。

5、本条の規定は、第二七条および第二八条にいかなる影響も及ぼさない。

第二六条 移動の自由

各締約国は、その領域内に合法的に在留する難民に対して、同じ状況の下で一般に外国人に適用される法令に従って、居所を選択し、かつ、その領域内を自由に移動する権利を与えねばならない。

第二七条 身分証明書

締約国は、その領域内に在留していて、有効な旅行証明書を所持しないすべての難民に対して、身分証明書を交付しなければならない。

第二八条 旅行証明書

1、締約国は、国家的安全または公序という止むをえない理由によって必要とされない限り、その領域内に合法的に居住する難民に対して、国外旅行のための旅行証明書を交付しなければならず、また、本条約の附属書の規定がこの証明書について適用されるものとする。締約国は旅行証明書を、その領域内に在留する他のすべての難民に対しても交付することができる。締約国は、その領域内に在留していて、合法的に居所を有する国から旅行証明書を得られない難民に対して、とくに好意的考慮を払うものとする。

2、既存の国際約定にもとずいてその当事国が難民に対して交付した旅行証明書は、締約国によって承認され、締約国が本条により交付した証明書として取扱われるものとする。

第二九条 財政的負担

1、締約国は、難民に対して、いかなる名目であっても、同様な状態にある自国民に課している、または、課することのあるもの以外の、もしくは、それより高額の関税、課徴金、租税を課してはならない。

2、前項の規定は身分証明書を含む行政上の文書を外国人に対し交付するにあたって課する課徴金に関する法令を難民に適用することを妨げない。

第三〇条 財産の移転

1、締約国は法令に従って、難民がその領域内に持込んだ財産を再定住の認められた他国へ移転することを、難民に許可しなければならない。

2、締約国は、難民が認められた外国での再定住に必要な財産を、それがどこに存在しようと、移転することを許可するについて好意的考慮を払わねばならない。

第三一条 避難国で不法状態にある難民

1、締約国は、生命および自由が第一条の意味において脅かされた領域から直接出国し、許可なしに締約国領域に入国し、または、滞在する難民に対して、その不法な入国または滞在を理由として刑罰を課してはならない。ただし、これらの難民が遅滞なく当局に出頭して、不法な入国または滞在について有効と認められる理由を示すことを条件とする。

2、締約国は上記難民の移動について、必要とされない制限を加えてはならないし、また、移動制限は締約国内での難民の地位が合法的となるか、あるいは、他国内への入国許可を得るまでの間だけ適用されるものとする。締約国はかかる難民に対して、他国内への入国許可を得るに相当な期間およびすべての必要な便宜を与えなければならない。

第三二条 追放

1、締約国は国家的安全または公序にもとづく場合を除いて、その領域内に合法的に在留する難民を追放しては

ならない。

2、難民の追放は法の定める手続に従ってなされる決定によってのみ行われねばならない。国家的安全という止むをえない理由による外は、難民は自己の潔白を証明する証拠を提出し、権限ある機関またはそれによって特に任命された一人または二人以上の審査官に対して提訴し、陳述することが許されねばならない。

3、締約国は難民に対して、他国への合法的入国を求めるのに必要とされる相当な期間を与えなければならない。締約国はその期間中、必要と認める国内的措置を執る権利を留保する。

第三三条 追放または強制送還の禁止

1、いかなる締約国も、人種、宗教、国籍、特定社会団体構成員あるいは政治的意見の故に難民の生命もしくは自由が脅かされる領域の国境へ、いかなる手段であろうと難民を追放または強制送還してはならない。

2、ただし、在留する国家の安全に対して危険であると思料される相当な理由のある難民、もしくは、ある重大な犯罪について最終判決によって有罪を宣告されており、在留する国家社会に対して危険である難民については、本規定の恩恵を要求することができない。

第三四条 帰化

締約国はできる限り難民の同化と帰化を促進しなければならない。締約国は、とくに帰化手続を便宜化し、かつ、できる限りこの手続の課徴金および費用を減額するためにあらゆる努力を払うものとする。

第六章 実施規定および過渡の規定

第三五条 国内機関と国際連合との協力

1、締約国はその任務遂行上、国際連合難民高等弁務官事務所またはそれを継承する他の国際連合機関と協力すること、および、とくに、これらの機関が本条約の諸規定の適用を監督する義務を容易ならしめることを約束する。

2、高等弁務官事務所またはそれを継承する他の国際連合機関が国際連合の権限ある機関に報告することを可能ならしめるために、締約国は次の事項に関して必要な情報および統計資料を所定の形式でこれらの機関に提供することを約束する。

(a) 難民の状態。

(b) 本条約の実施措置、および、

(c) 難民に関して、現に効力を有する、または今後効力を生ずることのある法律、命令および規則。

第三六条 国内立法に関する情報

締約国は本条約の適用を確保するために採択した法令を国際連合事務総長に通告しなければならない。

第三七条 既存の条約との関係

本条約は、第二八条二項を害することなく、当事国間で、一九二二年七月五日、一九二四年五月三十一日、一九二六年五月十二日、一九二八年六月二十八日および一九三五年七月三〇日の諸取極、一九三九年九月一四日の議定書、および、一九四六年一〇月一五日の協定に代わるものとする。

第七章 最終条項

本条約の解釈もしくは適用に関する当事国間の紛争で、他の手段により解決しえないものは、紛争当事国のいずれか一方の要求により国際司法裁判所に付託されねばならない。

第三九条 署名、批准および加入

1、本条約は一九五一年七月二八日ジュネーブにおいて署名のために開放され、その後国際連合事務総長に寄託される。本条約は一九五一年七月二八日から八月三一日まで国際連合欧州事務局において署名のため開放され、一九五一年九月一七日から一九五二年一月三十一日まで国際連合本部において再び署名のため開放される。

2、本条約は国際連合の全加盟国および難民と無国籍者の地位に関する全権代表会議に出席することを招請された、または、総会によって署名するために招請を受けた他のすべての国に対して署名のため開放されねばならない。本条約は批准され、批准書は国際連合事務総長に寄託されるものとする。

3、本条約は一九五一年七月二八日以降、本条第二項に定める国家の加入のため開放されねばならない。加入は加入書を国際連合事務総長に寄託することによって効力を生ずる。

第四〇条 領域的適用条項

1、いずれの国も、署名、批准もしくは加入の際、その国が国際関係について責任を有する領域の全部またはいづれかの一部に本条約を拡張適用することを宣言しうる。この宣言は、本条約が当該国家に対して効力を発生した時に、効力を生ずるものとする。

2、その後いつでも、上記の拡張適用は国際連合事務総長に宛てた通告によって行われ、国際連合事務総長がこ

の通告を受理した日から九十日目、または、本条約が当該国について効力を発生した日が前者より後であるときは、その効力発生日に効力を生ずるものとする。

3、署名、批准または加入の際に本条約が拡張適用されなかった領域に関しては、当該国はいずれもその領域に本条約を拡張適用するために必要な措置をとる可能性を検討しなければならない。ただし、憲法上の理由により必要とされる場合には、その領域の政府の同意を条件とする。

第四条 連邦条項

連邦国家または非単一国の場合には、次の諸規定が適用される。

(a) 連邦立法機関の立法権限内に含まれる本条約の条項については、その範囲内で、連邦政府は、連邦国家でない当事国と同一の義務を負わねばならない。

(b) 連邦憲法制度上、立法措置を執る義務を負わない各支分国、州、県の立法権限内に含まれる条項については、連邦政府はできるだけ早い機会に、好意的勧告を行って、上記条項について支分国、州、県の権限ある機関の注意を促すものとする。

(c) 連邦国家である本条約当事国は、国際連合事務総長を通じて送付される他の締約国の要求により、条約のいずれかの規定に関する連邦およびその構成単位の方法および慣行について報告を提供し、立法行為もしくは他の行為によって当該規定がどの程度効力を生じているかを明かにしなければならない。

第四二条 留保

1、署名、批准または加入の際、いずれの国も本条約の第一条、第三条、第四条、第一六条一項、第三三条、第三六条から第四六条まで、以外の条項について留保を行うことができる。

2、本条第一項に従って留保を行った国は、国際連合事務総長に宛てたその旨の通告によって、いつでも留保を撤回することができる。

第四三条 効力発生

1、本条約は第六番目の批准書または加入書の寄託日から九〇日目に効力を発生する。

2、第六番目の批准書または加入書の寄託後、条約を批准し、またはそれに加入する国に関しては、その国が批准書または加入書を寄託する日から九〇日目に条約の効力が発生するものとする。

第四四条 廃棄

1、いずれの国も国際連合事務総長に宛てた通告によっていつでもこの条約を廃棄することができる。

2、この廃棄は国際連合事務総長がそれを受理した日から一年後に当該締約国に対して効力を生ずるものとする。

3、第四〇条による宣告または通告を行った国は、その後いつでも、国際連合事務総長に対する通告によって、事務総長が通告を受理した日から一年後に、この条約がその領域に対して拡張されなくなることを宣言することができる。

第四五条

1、各締約国は国際連合事務総長に宛てた通告によって、いつでも本条約の改正を要求することができる。

2、国際連合総会は、もし必要ならば、改正要求に関して執られるべき措置を勧告するものとする。

第四六条 国際連合事務総長の通告

国際連合事務総長は国際連合全加盟国および第三九条に定める非加盟国に対し、次の事項を通告しなければなら
ない。

- (a) 第一条B項による宣言および通告。
- (b) 第三九条による署名、批准および加入。
- (c) 第四〇条による宣言および通告。
- (d) 第四二条による留保および撤回。
- (e) 第四三条による本条約の効力発生日。
- (f) 第四四条による廃棄および通告。
- (g) 第四五条による改正要求。

難民の地位に関する議定書

(一九六七年十一月十八日経済社会理事会で承認、一九六
七年十二月十六日総会決議により事務総長が各国に送付)

この議定書の当事国は、

一九五一年七月二八日のジュネーブにおける難民の地位に関する条約（以下、条約と述べる）が一九五一年一月一日以前に生起した事件の結果、難民となる者のみに適用されることを考慮して、

条約が採択された後に新たな難民状態が発生し、当該難民が条約の範囲内に含まれないことを考慮して、一九五一年一月一日という期日にかかわりなく、条約上の定義に該当するすべての難民が平等な地位を享有すべきことが望ましいことを考慮して、

以下のとおり合意した。

第一条 一般規定

1、本議定書の当事国は条約第二条から三四条までを以下に定義する難民に対して適用することを約束する。

2、本議定書上、「難民」は、本条第三項の適用に除外する場合を除いて、「一九五一年一月一日までに発生した事件の結果」ならびに「上記事件の結果」という条約第一条A項(2)の文言を削除した条約第一条の定義に該当する者を意味する。

3、本議定書は一切の地理的制限なしに、本議定書当事国によって適用される。ただし、条約第一条B項(1)(a)に従って条約当事国がすでに行っている宣言は、条約第一条B項(2)によって拡張されなければ、本議定書においても適用あるものとする。

第二条 国内機関の国際連合との協力

1、本議定書当事国は、その任務遂行上、国際連合難民高等弁務官事務所またはそれを継承する他の国際連合機

関と協力することを約束し、とくに本議定書の規定の適用を監督するこれらの機関の義務を容易ならしめるものとする。

2、高等弁務官事務所およびそれを継承する他の国際連合機関が国際連合の権限ある機関に報告できるようにするために、本議定書当事国は次の事項に関する情報および統計資料を所定の形式でこれらの機関に提供することを約束する。

(a) 難民の状態

(b) 本議定書の実施措置

(c) 難民に関して現に効力を有し、または今後効力を生ずることのある法律、規則および布告。

第三条 国内立法に関する情報

本議定書当事国は本議定書の適用を確保するために採択した法令を国際連合事務総長に通報しなければならない

第四条 紛争の解決

本議定書当事国間の紛争で、本議定書の解釈および適用に関しており、かつ、他の手段によって解決できないものは、紛争当事国のいずれか一方の要求によって国際司法裁判所に付託されなければならない。

第五条 加入

本議定書はすべての条約当事国およびその他の国際連合または専門機関の加盟国、もしくは国際連合総会によって加入することを招請された国の加入に開放される。加入は国際連合事務総長に加入書を寄託することによって効

力を生じる。

第六条 連邦条項

連邦国または非単一国の場合には、次の諸規定が適用される。

(a) この議定書の第一条一項に従って適用される条約の条項で、連邦立法機関の権限の範囲内に入るものについては、連邦政府はその範囲内で連邦国でない当事国と同一の義務を負わねばならない。

(b) この議定書の第一条一項に従って適用される条約の条項で、連邦憲法制度の下で支分国、州、県の立法権限の範囲内に入るものについては、連邦政府は好意的勧告を行って、できるだけ早い機会に上記条項について支分国、州、県の適当な機関の注意を促すものとする。

(c) 連邦国である本議定書当事国は、国際連合事務総長を通じて伝達される他の当事国の要求により、本議定書の第一条一項に従って適用される条約のいずれか特別な規定に関する連邦およびその構成単位の法および慣行についての報告を提供し、立法的もしくはその他の行為によって当該規定にどの程度の効力が生ずるかを明かにしなければならぬ。

第七条 留保および宣言

1、加入の際、いずれの国も本議定書第四条に関して、また、本議定書第一条に従って条約の第一条、第三条、第四条、第一六条(1)および第三三条以外の条項の適用についても留保を行うことができる。ただし、条約当事国の場合、本条にもとずいて行われる留保は条約適用の対象となる難民にまで拡張してはならない。

2、条約当事国が条約第四二条に従って行う留保は、撤回されなければ、その当事国の本議定書上の義務に関しても適用されるものとする。

3、本条第一項に従って留保を行ういづれの国も、国際連合事務総長に宛てたその旨の通報によって、いつでもその留保を撤回することができる。

4、本議定書に加入した条約当事国が条約第四〇条第一項および第二項によって行う留保は本議定書についても適用されるものとみなされる。ただし、加入の際に当該当事国が反対の趣旨の通告を国際連合事務総長に宛てて行わなかった場合に限る。条約の第四〇条第二項、第三項および第四四条第三項の規定は本議定書に準用されるものとみなされねばならない。

第八条 効力発生

1、本議定書は第六番目の加入書の寄託の日から効力を発生する。

2、第六番目の加入書の寄託後議定書に加入する国については、それぞれ加入書の寄託の日から本議定書は効力を発生するものとする。

第九条 廃棄

1、本議定書の当事国はいずれも、何時でも国際連合事務総長宛ての通告によって本議定書を廃棄することができる。

2、この廃棄は、それが国際連合事務総長によって受理された日から一年後に当該当事国について効力を生ずる。

ものとする。

第一〇条 国際連合事務総長の通告

国際連合事務総長は、第五条に定める国家に対して、本議定書の効力発生、加入、留保、留保の撤回および廃棄の日時、ならびに本議定書に関する宣言および通告について通知するものとする。

第一一条 国際連合事務局文書保管所への寄託

中国語、英語、フランス語、ロシア語およびスペイン語をひとしく正文とし、総会議長および国際連合事務総長が署名した本議定書の謄本は国際連合事務局文書保管所に寄託されるものとする。事務総長はその認証謄本を国際連合全加盟国および第五条に定めるその他の国に送付する。

国際連合難民高等弁務官事務所規程

(一九五〇年十二月十四日国連総
会議議四二八(V)により採択)

第一章 一般規定

1、総会の権限にもとずいて行動する国際連合難民高等弁務官は、国際連合の後援の下に本規程の適用範囲に該当する難民に対して国際的保護を与え、かつ、かかる難民の自発的帰還もしくは新しい国家社会内での同化を促進するために、政府および、政府の認可を条件として、民間団体を援助することによって難民問題の恒久的解決を計

るという任務を負う。

この任務の遂行にあたって、困難が生じた場合はとくに、さらに、例えばこれら難民の国際的地位に関する論議については、高等弁務官は、難民諮問委員会が創設されている時には、同委員会の意見を求めなければならない。

2、高等弁務官の事業は完全に非政治的の性格でなければならない。それは人道のおよび社会的なもので、また、原則として難民という集団および部類に関するものとする。

3、高等弁務官は総会または経済社会理事会により与えられた政策指示に従わなければならない。

4、経済社会理事会は、高等弁務官の見解を聴取した後に難民諮問委員会の設置を決定することができる。この委員会は、難民問題の解決に関する明確な関心とそのためへの献身的行為を基礎として理事会が選出する国際連合加盟国および非加盟国の代表によって構成される。

5、総会は高等弁務官事務所が一九六三年一月三十一日以降も存続さるべきかどうかを決定するために、当該事務所のため諸取極を第八通常会期までに再検討するものとする。

第二章 高等弁務官の任務

6、高等弁務官の権限は次の者におよぶ。

A. (i) 一九二六年五月一二日および一九二八年六月三〇日の両取極、もしくは一九三三年一月二八日および一九三八年二月一〇日の両条約、一九三九年九月一四日の議定書もしくは国際難民機関憲章にもとずいて難民とみなされている者。

(ii)一九五一年一月一日までに発生した事件の結果として、人種、宗教、国籍、特定社会団休構成員あるいは政治的意見の故に迫害を受けるといふ十分根拠のある恐怖のために、国籍国の外にあって、かつ、国籍国の受けることができない者、もしくは、かかる恐怖のために、あるいは、個人的便宜以外の理由によつて国籍国の保護を受ける意思を有しない者。あるいは、無国籍者であつて、以前の常居所国の外にあって、かつ、その国に帰還できない者、もしくは、かかる恐怖のため、または個人的便宜以外の理由によつて、その国に帰還する意思を有しない者。

国際難民機関がその活動期間中に下した適格性に関する決定は本項の条件を充たす者に難民たる地位を付与することを妨げない。

高等弁務官の権限は、A項に定める者に対し、次のいずれかの場合には及ぼすことを停止しなければならない。

- (a)その者が再び自発的に本国の保護を受けるとき。
- (b)その者が国籍を失っていたが、自発的にそれを再取得するとき。
- (c)その者が新たに国籍を取得し、新しい本国の保護を享有するとき。
- (d)その者が迫害の恐怖のために出国し、または国外にとどまっていたが、元の国に自発的に再定住するとき。
- (e)その者が難民として認められてきた事由となつてゐる状況が存在しなくなり、本国の保護を受けることを拒否しつづけるために個人的便宜以外の理由をもちや主張することができないとき。純粹に経済的な性質の理由を援用することができない。あるいは、
- (f)その者は無国籍者であるが、難民として認められてきた事由となつてゐる状況が存在しなくなり、以前の常居

所国へ帰還することができるために、その国への帰還を拒否しつづけるための個人的便宜以外の理由をもちや主張しえないとき。

B、人種、宗教、国籍または政治的意見によって迫害を受けるといふ十分根拠のある恐怖のために、国籍国外に居り、国籍国政府の保護を受けることができないか、または、かかる恐怖のためにその保護を受ける意思を有しないその他の者。もしくは、無国籍者であつて、上記恐怖のために以前の常居所国の外に居り、その国に帰還しえないか、またはかかる恐怖のために帰還する意思を有しないその他の者。

7、ただし、第六項に定める高等弁務官の権限は次の者には適用しない。

(a) 二つ以上の国籍を有しており、そのいずれか一つの本国との関係で前項の規定を満足しない者。

(b) 現在の居所国の権限ある機関によって、その国の国籍保持に伴なうすべての権利および義務を有すると認められている者。

(c) 国際連合の他の機関または組織から保護ないし援助を引続いて受けている者。

(d) 犯罪人引渡条約の規定に該当する犯罪、国際軍事法廷に関するロンドン憲章第四条に定める犯罪、もしくは世界人権宣言第一四条二項の規定に該当する犯罪を行ったと思料される重大な理由のある者。

8、高等弁務官は次のことによつて事務所の権限に該当する難民の保護を計るものとする。

(a) 難民保護のための国際条約の締結および批准を促進し、その適用を監督し、かつ、その修正を提案する。

(b) 諸政府との特別協定によつて、難民の状態を改善し、保護を必要とする人数を減少せしめるに適する一切の措

置を実施することを促進する。

(c) 自発的な帰国または新国家社会内での同化を促進するための公私の努力を援助する。

(d) 最窮乏状態にある難民を排除することなく、すべての難民の入国を促進する。

(e) 難民が財産、とくに再定住に必要なものの移転許可を得られるよう努力する。

(f) 各国領域内の難民の数と状態および難民に関する法令について各政府から情報を入手する。

(g) 関係する各国政府および各政府間機関と連絡する。

(h) 難民問題を取扱う民間機関と最善と考える手段で接触を保つ。

(i) 難民の福祉に関連ある諸民間機関の努力の調整を促進する。

9、高等弁務官は自由に処分しうる財源内で、帰国および再定住を含めて、総会が決定する付加的活動に従事するものとする。

10、高等弁務官は難民援助のために受理した公私の一切の基金を管理し、援助を行うにもっとも適格である認める私的、および、適当な場合には、公的の機関にこの基金を分配するものとする。

高等弁務官は適当と認められない、または利用しえない一切の申出を拒否することができる。

高等弁務官は、予め総会の同意がなければ、政府に対して基金提供を訴えたり、一般に援助を訴えてはならない。

高等弁務官はこの分野における自らの活動の記録を年次報告の中に含めるものとする。

11、高等弁務官は総会、経済社会理事会およびそれらの補助機関にたいして自己の見解を表明する権利を有する。

高等弁務官は毎年経済社会理事会を通じて総会に報告を行うものとする。この報告は総会議事日程において独立した議題とみなされる。

12、高等弁務官は各専門機関の協力を要請することができる。

第三章 組織および財政

13、高等弁務官は事務総長の指名にもとずいて、総会が選出する。高等弁務官の任用条件は事務総長が提案し、総会が承認する。高等弁務官は一九五一年一月一日から三年を任期として選出される。

14、高等弁務官は同じ任期の間、国籍を異にする高等弁務官代理を任命する。

15、(a) 配分された予算の範囲内で、高等弁務官事務所の職員は高等弁務官により任用され、任務遂行については高等弁務官に対して責任を負うものとする。

(b) 上記職員は高等弁務官事務所の目的に献身する者の中から選ばねばならない。

(c) 職員の雇傭条件は総会が採択した職員規則およびそれにもとずいて事務総長が制定した細則の定めるところによる。

(d) 無報酬の職員雇傭を是認するための準備が行われねばならない。

16、高等弁務官は難民居住国の政府と、当該国内における代表を任命する必要があるかどうか協議するものとする。その必要を認める国については、当該国政府が同意する代表を任命することができる。前記規定を条件として、同一代表は二つ以上の国において職務を行うことができる。

17、高等弁務官と事務総長は相互の利害関係事項について連絡および協議を行うために適当な取極をしなければならぬ。

18、事務総長は高等弁務官に対して、予算の範囲内で一切の必要な便宜を提供する。

19、高等弁務官事務所をスイス国ジュネーヴに置く。

20、高等弁務官事務所の財政は国際連合の予算によって購われる。総会が後日、別に決定しない限り、高等弁務官事務所の職務に関する行政的支出以外のいかなる支出も国際連合予算に計上されない。高等弁務官の活動に関する他の一切の支出は自発的寄附金により購われるものとする。

21、高等弁務官事務所の管理は国際連合財政規則、およびそれにもとずいて事務総長が制定した財政細則に従う。

22、高等弁務官基金に関する処理は国際連合監査委員会の監査に服する。ただし、同委員会は基金の割当を受けた機関から監査済みの会計報告書を受取ってもよい。基金の保管および割当のための行政取極は、国際連合財政規則およびそれに基いて事務総長が制定した財政細則に従って、高等弁務官と事務総長との間で協定されるものとする。